

佐口家々録

三十世 佐口 勲 編

序

本記録を編纂するに当つては、二十八世、岩吉の書き残した家録をもととして、叔父（岩吉四男）伊佐治文平氏の御協力と御指導に依るところ多く、又僅かに残る古文書とこけむした古き墓碑や、幼少の時、父よりの口伝をもとにして書いたもので、年代等に相違する点もあることと思ひますが御了察下さい。

昭和四十八年二月吉日

佐口忠兵衛一周忌記念

息 佐口 勲

記錄

吾家自遠祖至吾累世二十八經年六百餘德川幕世之時太平之地屬尾張公直轄田半所得三十六石而吾家有於他地有六石合之則三十六石是如有太平全額矣又吾家二十八世之久不缺相續男子此相續順次以用與六忠兵衛孫右衛門之三通稱為家法在襲里正之職至吾祖父有故大失和田家貶云且疇昔苗木城主遠山候遭難之際避於難吾家當時許以山林伐採之事又中頃

稻葉右近氏隣之援六尺之遺孤自
當回復之伍遂全其責當時之奮蹟
馬埒射場之今尚存焉惜哉雖記錄
寶號盡紛失左口碑證之且須原神
祠筆配神札以吾家始之當時太
平中僅々六戶皆吾家所別而吾家
實邨中之始祖也近村湊見曾係
吾家所開拓云吾若不作此記恐
後世子孫終不知自家之來歷至
忝其祖先仍識之云爾

維時明治二十六年九月上院

第三丈世佐口岩吉記

佐口岩吉の書残した家録

吾家自遠祖至吾累世二十八経年六百余

徳川幕世之時大平之地、尾張公直轄田半所得、三十六石而吾家有於他地有六石、合^{セテ}之則三十六石是如有太平全額矣、又裁家二十八世之久不^ホ欽、相統男子、此相統順次用、興六、忠兵衛、孫右工門之三通稱為家法世襲里正之職至^ル吾祖父有故大失私田家云旦疇、昔苗木城主遠山候遭難之際避^ニ於難、吾家當時許以山林伐採之事、又中頃稻葉右近氏隣之援六尺遺孤自當回復之五遂全其責、當時奮踐馬狩射場之今尚存、惜哉雖記錄宝器尽紛失証佐口碑之、且須原社詞牟^ニ配神札以吾家始之、當時大平中僅々六戸皆吾家

所別而 吾家実村中之始租也

近村潮見曾係吾家所開拓云 吾若不_✓作_二此記_一 恐後世子孫終
不知 自家來歷至添其祖先乃識之云爾

維持明治二十六年九月上院

才二十八世

佐 口 岩 吉

記 録 註 解

吾が家自遠祖至吾 累世二十八経年六百余、徳川義満の時代に、加茂郡山之上村佐口洞より
り移住し、此の地に永住したもので、今からおよそ六百八十余年前の事で、山之上村には同
姓佐口がたくさんある。

徳川幕世之時大平之地屬尾張公 直轄田半所得三十六石而吾家有於他有地六石 合之則三
十六石是如有大平全額矣

大平は、尾張領に属し、旅足川を境いとして苗木領であつた。

當時の久田見村の戸数は四百八戸（上吉田地区を除く）農家三百八戸、男女合計一八三五
人であつた。大平の総石高は四二石六斗七升六合、大平全戸数五十戸、男女合計二三四人馬
二頭いたとの記録が残っている。

その中の三十石を持つた帯刀御免の格式を持つた蒙農であつた。

又吾家二十八世之久不欽相統男子 此相統順次用 興六 忠兵衛 孫右エ門之三通稱為家
法世襲里正之職至吾

二十四世以前の事は寺の過去帳はもとより、吾が家の系図等ことごとく紛失のため、詳かな

らざるも、三代世襲里正を勤めた。昔は、地域的に庄屋制度以前には、当時の庄屋又は、戸長等の職に該当するのから里正であつた。

三十六代の孫右エ門は、当時久田見村の組頭を長く勤めて居た事が役場現存の古文書に残っている。

吾祖父有故大失私田家之且時

二十四代孫右エ門の代に至り、従来の豪華な家や田畑を失つて一時零落した事があつた。裏の土蔵屋二棟、表道に添つて門構えあり、後年までその礎石が残されていた。西出口たて道に添つて下男部屋があり、忠五郎の代に飛^ひだ高山から垣内源左衛門と云える農鍛冶が移住し、笠ぬぎ場として数年居住したとの記録も残っている。

現在垣内公平君の先祖がそれである。又家裏の処に池を作り、座敷もあつた様である、東に深さ二十五米程の従井戸があつて、夏は手を切るような井水をくんでいたのである。敷地跡によりて往時の様相を想像することが出来る。

昔苗木城主遠山候遭難之際避於難吾家當時許以山林伐採之事

苗木城主十二代の遠山和泉守友清が安永二年十一月飛^ひだ騒憂の時、その鎮圧の命令を受け二百余人を飛^ひだ地に向けしめた事がある。その際、戦略上吾が家に避難して居た事があつた。

その時の功績により、吾が家に限り苗木の城下まで、日帰りによる、山林伐採の許しを得て居たのである。それが、ヨキ、ナタ、ノコギリ三丁御免の御墨付である、其の後は隣接苗木領地に、大平小洞入野の一部の農民の農業用 草は勿論薪炭材等は自由に切りかりするのが慣例となり、廃藩置県により、明治初年より入会山として認定せらるゝ事になった。

当時、峰村（南戸峰地区）は峰地の入会山であるとして山論が起つた。川端橋、一里塚、笠尾等に入山禁止の制札を建て論争する事久敷、監視見張番等を附し論争は益々激しくある時は投石、なぐり合い等流血の惨事も時々起つた事がある。

明治五年壬申十月笠松県知事（当時の岐阜県知事へ調定方を歎願しその参考書として提出した参考書の用済み返戻方を時の知事、遠山和泉守へ陳情したが返つ来なかつた、陳情書の控へが今尚役場の古文書の中に残つて居る。

明治二十三年土地整理の法令により入会権確定を潮南村よりの提許となり、明治四十二年遂に大審院判決により、久田見村の勝訴となつた。争う事約三十年終始符が打たれたのであつた。南は牛首より北は大出し迄川より四十間約三十町歩、久田見区より五百円を以て払い下げを受け一戸当り約四反歩宛平等に配分せられたのである。

此原因の基は、吾家の祖先にある事を知る事が出来る

当時の算係委員は、大鋸伊三郎、山田勘兵衛、大鋸力三郎、山田光右エ門、大鋸伝次郎氏であつた。

又、中頃稲葉右近氏隣之六尺遺孤自当回復之伍遂全其責當時奮績馬狩射場之今尚存

天正年間全国に大流行した疫病の爲六才の興太（二十五代）は孤児となり、養育するも無くあわれな境遇に陥いつた事があつた。

天正十八年、初代和知城主に任せられた、稲葉右近將監方連が居城築造の候補地選定の爲め、大平の愛宕山を下見の爲め来村の時、その実情を聞き大いに情みをもたれ、六才の興六に對し、米六俵の捨扶持の乳母を付らるゝ事なり、興六成長に及び、佐口家は回復し乳母はその責任を果し、晩年は愛知県の善寺野のある寺に嫁して天寿を全うしたとの事である。

愛岐の境、善寺野に行つて調査をしたが、百五十余年前の事で古き事実を知る事が出来なかつた。愛たご山は標高五百七十米、十里四方の指願を有し、築城には最適の地と思われしが山ろくの岩上より三矢を放つた処、三本とも矢がとどいたので中止となつた。その岩が今も尚馬乗岩（馬狩射場）という伝え、道行く人の憩いの岩となつてゐる。

昭和十二年頃まで数百年の大松が青々と繁茂していたが、心なき人の爲めに切り倒され今はその代松が若々と成長し始めている。

惜哉雜記錄宝器尽粉失証左口碑之且須原社詞牟ニ配神札以吾家始之

惜しい事には、家宝はもとより、記録その他古きもの一切ことごとく紛失し、云い伝えと墓碑や須原神社の神札を以つて吾が家の始まりを知る事が出来たとあるが、久田見村には須原神社は無く、潮見の須原神社ならんかと思わるゝ点もあるが、同社にも今は何物も参考となるべき記録は見当らない。

当時大平中僅々六戸皆吾家所別而吾家実郡中之始祖也近村潮見會係吾家所開拓云

その頃は大平中で僅々六戸しかなく、吾が家の祖先より別れたもので、即ち、大平中の始祖である。今尚当家を大平全部から「本家さ」で通じて居る、近村潮見の會係は吾家の先祖が開拓せられたとの事である。

その由来が潮見の篠原の河方家に古文書として残っている。今からおよそ三百五十年前大坂夏の陣の落ち武者、山田大偶守源清房が落ちのびて、吾が家に身を隠し遂に此所に住みつき、その子山田惣右エ門が吾が家の娘を妻とし東に向つて潮見の方へ進んで行つた。

潮見小学校の南、潮南神社（同神社は現在は道渡部落の西方七十八米の処に遷宮せられてゐる）にやつて来ると神社の庭に子供達のおす猪に会い、その猪は十二の子猪を連れて東へ東へと歩き出した。恐る氣配もなく逃げそうにも見えなかつたので猪の向ふがままについて

誤り。
大坂の陣へ参加した時、
惣右エ門は長男の次男である。
もろ3人徳川方である。

行くと、現在河方員介方の東にある。大きな桜の木の下で寝てしまった。二人その処に堀建小屋を作り、附近の肥沃な土地を開墾して田畑を作り、之れを耕作して農業を営み、この所を永住の地と定め、その後十二人の子供が生まれ、潮見、飯地、中の方、蘇原、細目等に家を建て、或は縁付いてそれぞれの土地に分れて永住したのである。

始めて建てた堀建小屋は土地に住んで居る人達により改築せられ、苗木遠山美濃守の藩下となり、代々庄屋を勤めた今の河方員介氏の先祖である。

その開祖山田惣右エ門は、慶長元年死亡海拔六百米の高原の高台の大きな松の根元に埋められ、この松を先祖松と名付け周囲を一般墓地とし中央に二米に近い天然石の碑文となつて残されて居る。その先祖松も老木となり、枯れ倒れ二代目の松も伊勢台風により倒木し、今は三代目の松が青々繁茂しておる。この由来は八百津町史にも出ている。

山田大陽^偶守源清房の子山田惣右エ門がかくして開拓した。現在の篠原地区の人々が六百年祭及び六百五十年祭を勤修に際しては、両度二十九代忠兵衛がその正席に御招待を受けるの光榮に浴して居る。

吾若不作此記録恐後世子孫終不知自家来歴至泰皇祖先其仍識之云爾

維時明治二十六年九月上院

第二十八世

佐 口 岩 吉

若し此記録を作つておかないと後世の子孫が自分の家の来歴を知るものがなくなるばかりでなく、祖先に対して申訳けがないから、此れを書き残しておく。

この時が、明治二十六年九月上旬である。

岩吉は、翌二十七年九月二十九才にして、火傷による腎臓炎併発で四人の子供を残して若死をした。